

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	認知症・もの忘れ相談業務の委託について
----	---------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部高齢者福祉課高齢者支援係）

## 事業の概要

事業名	認知症・もの忘れ相談業務
担当課	高齢者福祉課
目的	認知症やもの忘れに関して心配のある区民（以下「区民」という）及びその介護者（以下「区民等」という）に対し、専門医による相談を実施することにより、早期発見・早期対応を促進し、区民が適切に医療、福祉、介護サービス等を受けられるようにする。
対象者	区民等
事業内容	<p>1 実施内容：</p> <p>① 相談予約の受付 「認知症・もの忘れ相談」の予約を、電話により、四谷高齢者総合相談センター、戸塚高齢者総合相談センター及び落合第一高齢者総合相談センターにおいて受け付ける。</p> <p>② 相談記録票の作成 下記3の各高齢者総合相談センター職員（以下「センター職員」という。）は、上記①の予約に係る区民等の状況を勘案し、下記③の相談（以下「相談」という。）を行う日前までに、当該区民等の同意のもと、相談記録票に基づき、認知症相談に必要な情報を収集する。</p> <p>③ 問診票の作成 センター職員は、上記①の予約に係る区民等の状況を勘案し、相談を行う当日の相談前までに、当該区民等の同意のもと、問診票に基づき、もの忘れ相談に必要な情報を収集する。</p> <p>④ 区は、上記②及び③により収集した情報（以下「収集情報」という。）を記載した相談記録票又は問診票に基づき、専門医による相談を実施する。</p> <p>⑤ センター職員及び上記③の専門医（以下「専門医」という。）は、相談の実施の後、ケースカンファレンス（事例検討）を実施し、今後のセンター職員の対応方針を明確にする。なお、当該方針については、必要に応じて、センター職員が、相談に係る区民等に伝達する。</p> <p>⑥ センター職員は、相談の実施の後、収集情報及び相談に係る記録に基づき、統計処理情報として「認知症・もの忘れ相談集計表」を作成した後、高齢者福祉課に提出する。高齢者福祉課は、提出された「認知症・もの忘れ相談集計表」を課内パソコンにデータ入力し、統計処理を行う。 ※ 本事業は、平成25年度より、健康部保健予防課から移管されるものである。</p> <p>2 実施場所： 9所の地域型高齢者総合相談センターのうち、3所を1区域（東、中央、西ブロック）とする。当該東、中央、西ブロック区域内において下記のとおり実施することを原則とするが、区民の状況により、訪問相談となる場合がある。</p> <p>① 東ブロック（平成26年度から開始）＝四谷高齢者総合相談センター ② 中央ブロック（平成25年度から開始）＝戸塚高齢者総合相談センター ③ 西ブロック（平成25年度から開始）＝落合保健センター</p> <p>3 従事者： ① 東ブロック＝四谷、箕筒町、榎町高齢者総合相談センター職員（一部） ② 中央ブロック＝若松、大久保、戸塚高齢者総合相談センター職員（一部） ③ 西ブロック＝落合第一、落合第二、柏木・角筈高齢者総合相談センター職員（一部） ※ 上記の各高齢者総合相談センター職員（一部）が、上記2の各実施場所において、上記1②、③、⑤及び⑥に掲げる業務を行う。</p> <p>4 実施時期： 平成25年度 月1回×2所 平成26年度以降 月1回×3所</p> <p>5 相談者数： 1回につき、3名から4名</p>

## 件名 認知症・もの忘れ相談業務の委託について

保有課(担当課)	高齢者福祉課
登録業務の名称	認知症・もの忘れ相談業務
委託先	地域型高齢者総合相談センター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【認知症・もの忘れ相談に係る「区民」に係る情報項目】</p> <p>氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、現病歴、既往歴、医療情報、心身の状況、生活状況、学歴、職歴、介護保険情報、福祉サービス受給の有無、世帯状況(同居者の有無、同居者がいる場合の当該同居者に係る氏名、続柄、健康状況)</p> <p>【認知症・もの忘れ相談に係る「区民の介護者」に係る情報項目】</p> <p>氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、介護生活状況、世帯状況(同居者の有無、同居者がいる場合の当該同居者に係る氏名、続柄、健康状況)</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	地域において高齢者への支援を包括的、継続的に実施している高齢者総合相談センターに委託することにより、本業務の目的である「早期発見・早期対応を促進し、区民が適切に医療、福祉、介護サービス等が受けられるようにすること」をより効果的・効率的に行うことができるため
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認知症・もの忘れ相談業務の運営</li> <li>2 予約台帳、記載後の相談記録票及び問診票の管理</li> <li>3 紹介状の返信書類(※)の管理</li> </ol> <p>※ 専門医による相談の結果、当該専門医が、「要医療」と判断した場合、医療機関への紹介状が相談者へ発行される。当該相談者が当該医療機関を受診した後、当該医療機関より、紹介状に係る返信書類が、当該相談者を担当したセンター職員あてに返信されることになる。</p>
委託の開始時期及び期限	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。</li> <li>2 収集した情報は施錠できるキャビネットに保管する。</li> <li>3 個人情報を上記委託業務の実施場所へ持ち出す際は、業務専用カバンを使用するとともに、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じる。</li> <li>4 事業所及び上記委託業務の実施場所以外の場所において、上記情報項目に係る個人情報の出し入れを行わない。</li> <li>5 委託業務を訪問により行う場合は、当該訪問による相談業務の終了後、当該業務に係る相談者の情報の置き忘れがないよう、複数人で状況を確認する。</li> </ol>

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

## (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

## (適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

## (資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり

乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

**(業務に関する報告)**

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査)**

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従業員に対する教育)**

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表)**

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。